



帯行政第 41 号

令和元年 11 月 27 日

帯広市監査委員 林 伸 英 様
同 秋 田 勝 利 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 夫
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成 31 年 3 月 28 日付帯監査第 99 号において報告のありました平成 30 年度下期定期監査及び、同日帯監査第 100 号において報告のありました行政監査の結果に基づき、当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知いたします。



行政監査指摘	措置状況
<p>一者随意契約について監査した結果、法令等に基づき、おおむね適正に行われていることが認められました。</p> <p>しかしながら、一者を選定した理由において具体性を欠くもの、選定根拠の見直しを要すべきもの及び予定価格の算出根拠の検討を要するものが見受けられました。</p> <p>こうしたことから、随意契約による委託業務の執行の優位性などを再度検討し、業務内容に応じた慎重な運用を望みます。</p> <p>また、同一の相手方と長期に渡り、契約が継続しているものも多く見受けられましたことから、安易に前例を踏襲するのではなく、社会情勢や事業者の履行能力等の変化を踏まえ定期的な見直しを図るなど、その透明性を確保するとともに、参入機会の充実に取り組むことも必要です。</p> <p>随意契約は、法令等に規定される要件に該当する場合にのみ適用できる例外的な取扱いであることを踏まえられ、今後も、競争性が発揮できないか、公平性は担保されているかなど、市民に対して説明責任が果たせるよう、より客観的な根拠に基づいた契約事務を進められますよう期待いたします。</p>	<p>今回の行政監査においては、一者随意契約について、おおむね適正に行われていると評価されました。</p> <p>しかし、一部に根拠規定の適用に誤りが認められる事務処理も見受けられ、事務の改善を要するとの結果でした。</p> <p>一者随意契約の運用に関しては、毎年実施している「予算・経理実務研修（契約関係）」などを通じて周知してきておりますが、安易に一者随意契約を締結していると受け取られかねない事例が散見されたことから、改めて継続的な注意喚起に努めてまいります。</p> <p>契約事務に際しては、透明性や公平性、競争性の確保を念頭に置き、各契約内容や経済的合理性、緊急性などを総合的に勘案した上で適切に執行することが必要であることから、「帯広市随意契約ガイドライン」の趣旨に基づき、研修や過去の事例共有などを通じて、例外的な処理であるゆえにとくに厳密な運用を求められることを意識付けしていく所存です。</p> <p>今後においても、不適正な価格での契約や恣意的な業者選定といった公正・公平な取引を損なう事案が生じることの無いよう、継続的に検討を行い、適切な事務の執行に努めてまいります。</p>